

# プラットフォームへの集中から 自己主権による分散へ？

2023/11/20@Internet Week 2023



株式会社 DataSign  
代表取締役社長

太田祐一

# 自己紹介

## 太田 祐一

おおた ゆういち

株式会社DataSign 代表取締役社長

一般社団法人MyDataJapan 常務理事

内閣官房 デジタル市場競争本部 Trusted Web推進協議会 委員。

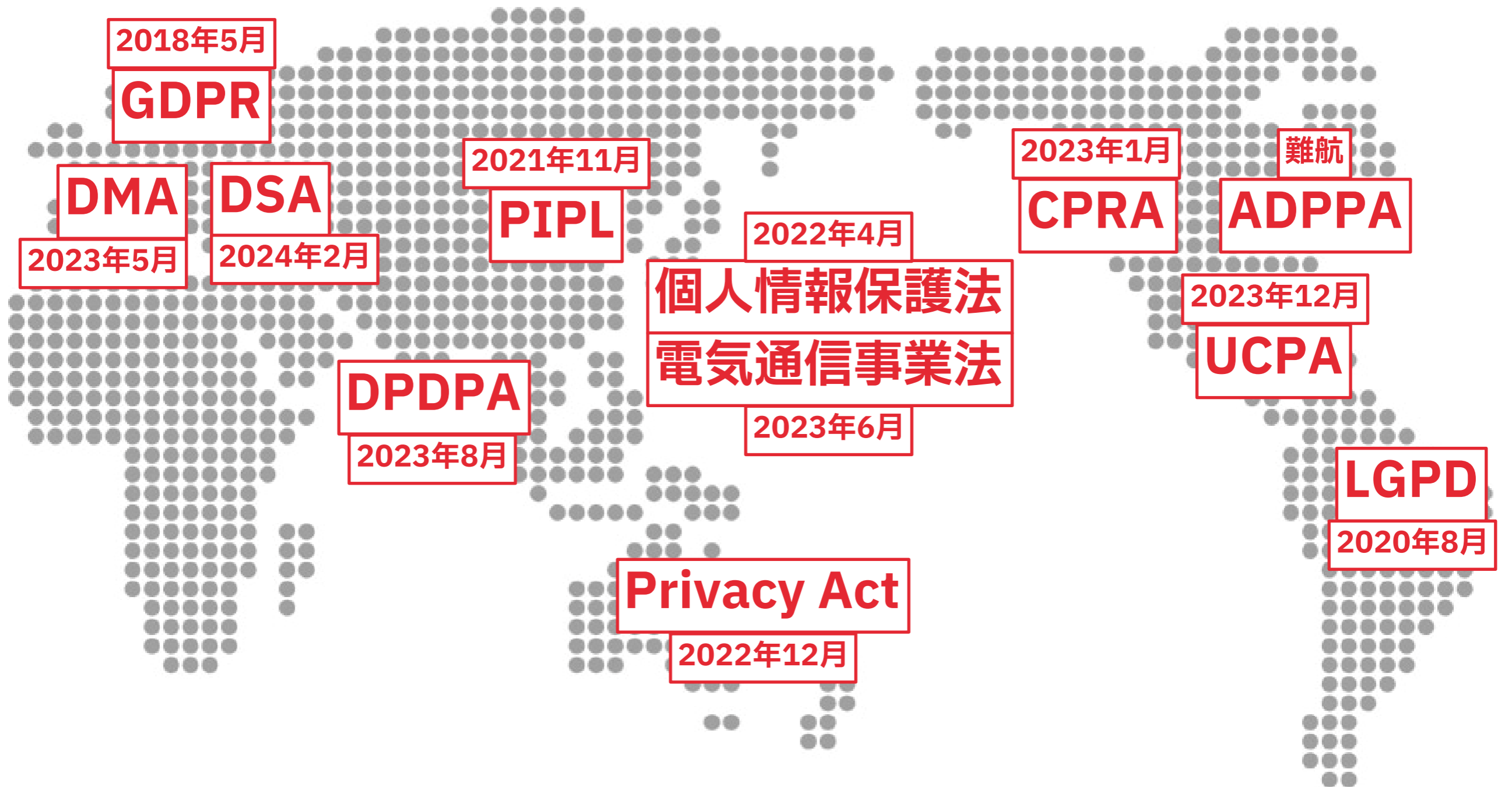
総務省・経産省 情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 委員。

総務省 プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ 構成員。



- 過去に企業向けのパーソナルデータ活用サービスを多数開発
- データ活用の**透明性確保**と、**公正なデータ流通**を実現するために、(株)**DataSign**を設立

# 世界的な規制（個人の権利）の強化



# 3rd Party Cookieの終焉

## サードパーティ Cookie (3PC) とテスト

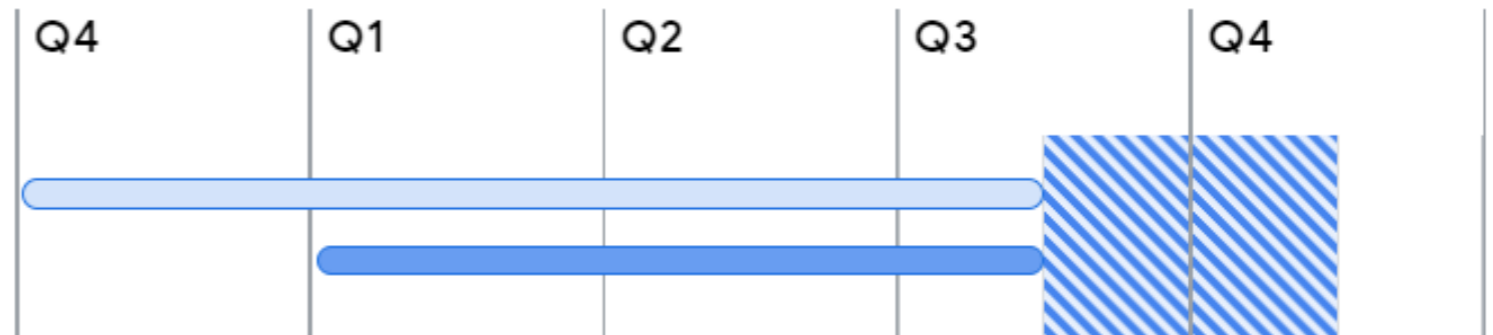
- ラベルを使用したオプトインテスト
- サードパーティ Cookie の1% 廃止
- ▨ サードパーティ Cookie の段階的廃止

Chrome は、2024 年第 3 四半期にサ  
ードパーティ Cookie のサポートを  
段階的に廃止します。

2023 年



2024 年



2024年末までに廃止

懸念が示されている

[https://privacysandbox.com/intl/ja\\_jp/open-web/#the-privacy-sandbox-timeline](https://privacysandbox.com/intl/ja_jp/open-web/#the-privacy-sandbox-timeline)

# 規制や制限に対応したオンラインマーケティング

## ファーストパーティーデータ

自社データを自社サイト内でしか使えない

## コンテキストマッチ

サイト内でのコンテキストがはっきりしないと使えない

## 他の識別子の利用

3PCと同じ課題を抱えることになり、同意前提だとスケールしない

## Privacy Sandbox

多くの制約があり、使いづらく、効果があまり出ない

## プラットフォーム利用

結局、一番効果的なマーケティングはプラットフォームの利用

# Metaに対する行動ターゲティング広告禁止令

## 2022年12月31日

アイルランドデータ保護当局（DPC）がMetaに対し、行動履歴に基づくターゲティング広告はGDPR6条(1)(b)契約上の必要性に依拠することはできないと通告

## 2023年4月5日

MetaはアイルランドDPCの決定に従ってその法的根拠をGDPR6条(1)(f)"正当な利益"に変更し、これにより追加的な違反が発生したことをノルウェーDPAが発見

## 2023年5月5日

ノルウェーDPAがアイルランドDPCに対してMeta社の行動ターゲティング広告を目的とした個人データの処理を一時的に禁止するよう要請 → アイルランドDPCは拒否

## 2023年7月4日

欧州司法裁判所(CJEU) が別の裁判( vs ドイツ連邦カルテル庁)において、 Meta社の行動ターゲティング広告はGDPR6条(1)(f)"正当な利益"に依拠することはできないと判断

## 2023年10月27日

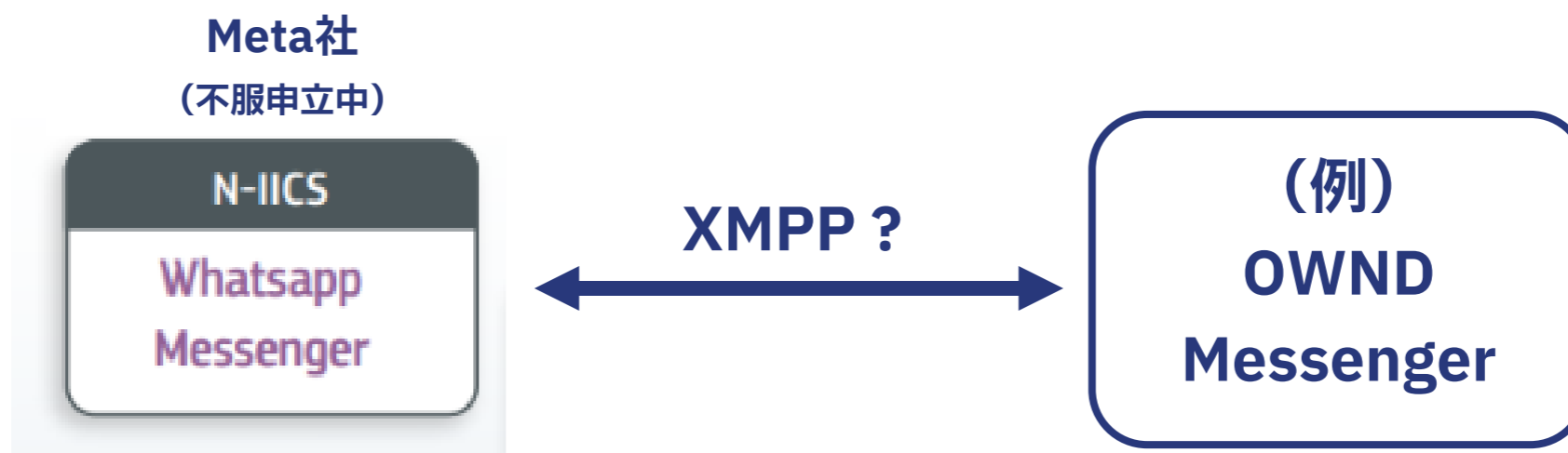
ルウェーDPAがEDPBの会議で、Meta社に対するEU/EEA全域での行動ターゲティング広告禁止の緊急決定の要請を行い、可決。

## 2023年10月30日

Meta社が同意の有効性を担保する方法として、データ処理に同意をして無料で利用するか、データ処理に同意をしないで有料で利用するか、のオプションを提示

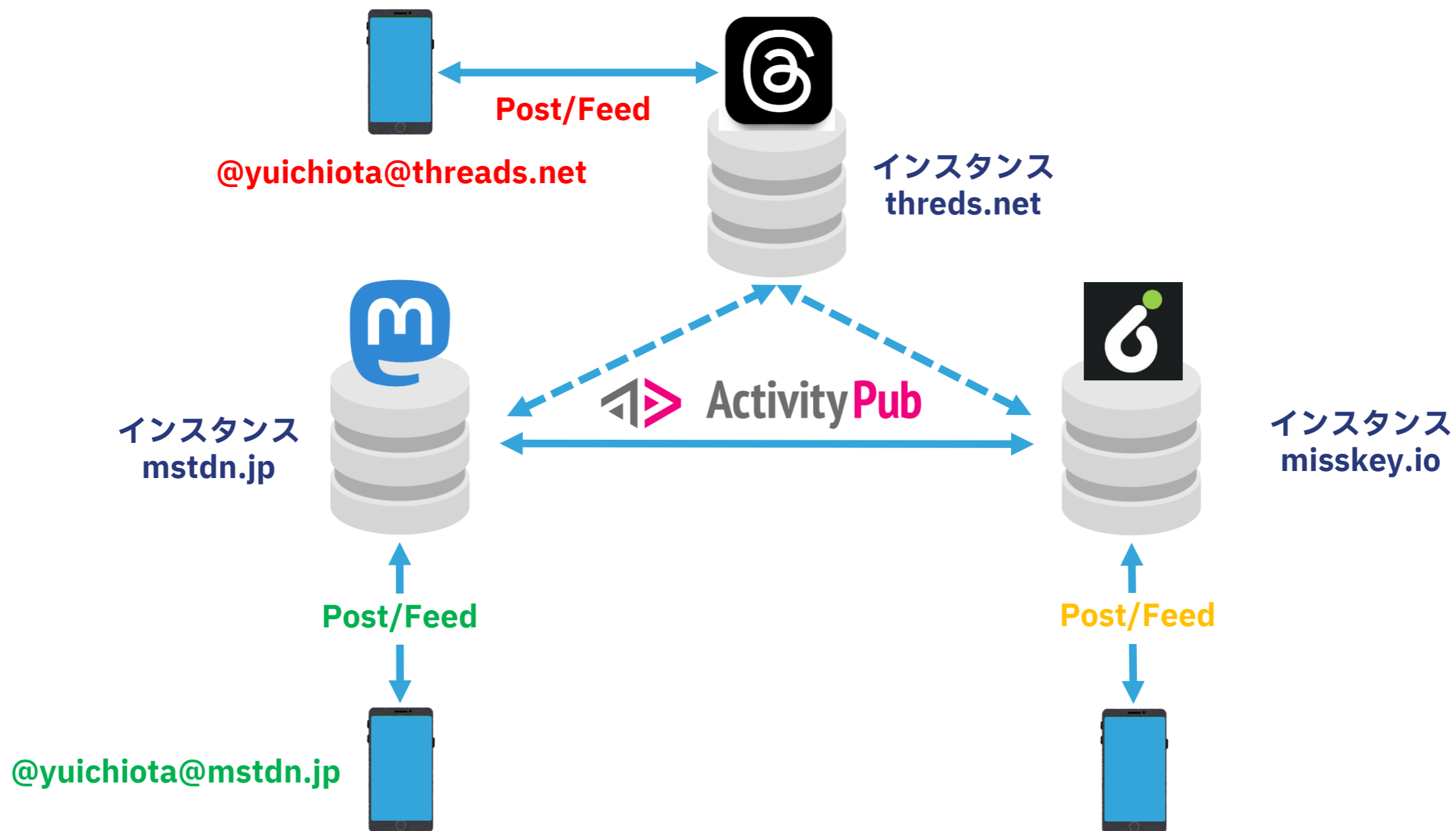
# DMAによる相互運用性の確保

1. DMAは、**メッセンジャーサービスを提供するゲートキーパー**に対して、**基本的な機能に関する相互運用性の義務**を課しています。
2. 基本的な機能については、DMAの発効時（2024年3月）から相互運用性を確保する必要がある（例：2人の個人ユーザー間のテキストメッセージ）
3. より複雑な機能については指定から2年後（例：グループテキストメッセージ）または4年後（例：2人の個人ユーザーまたはエンドユーザーグループ間の音声およびビデオ通話）に利用可能にする必要があります。



[https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/digital-markets-act-ensuring-fair-and-open-digital-markets\\_en](https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/digital-markets-act-ensuring-fair-and-open-digital-markets_en)

# SNSも相互運用可能に

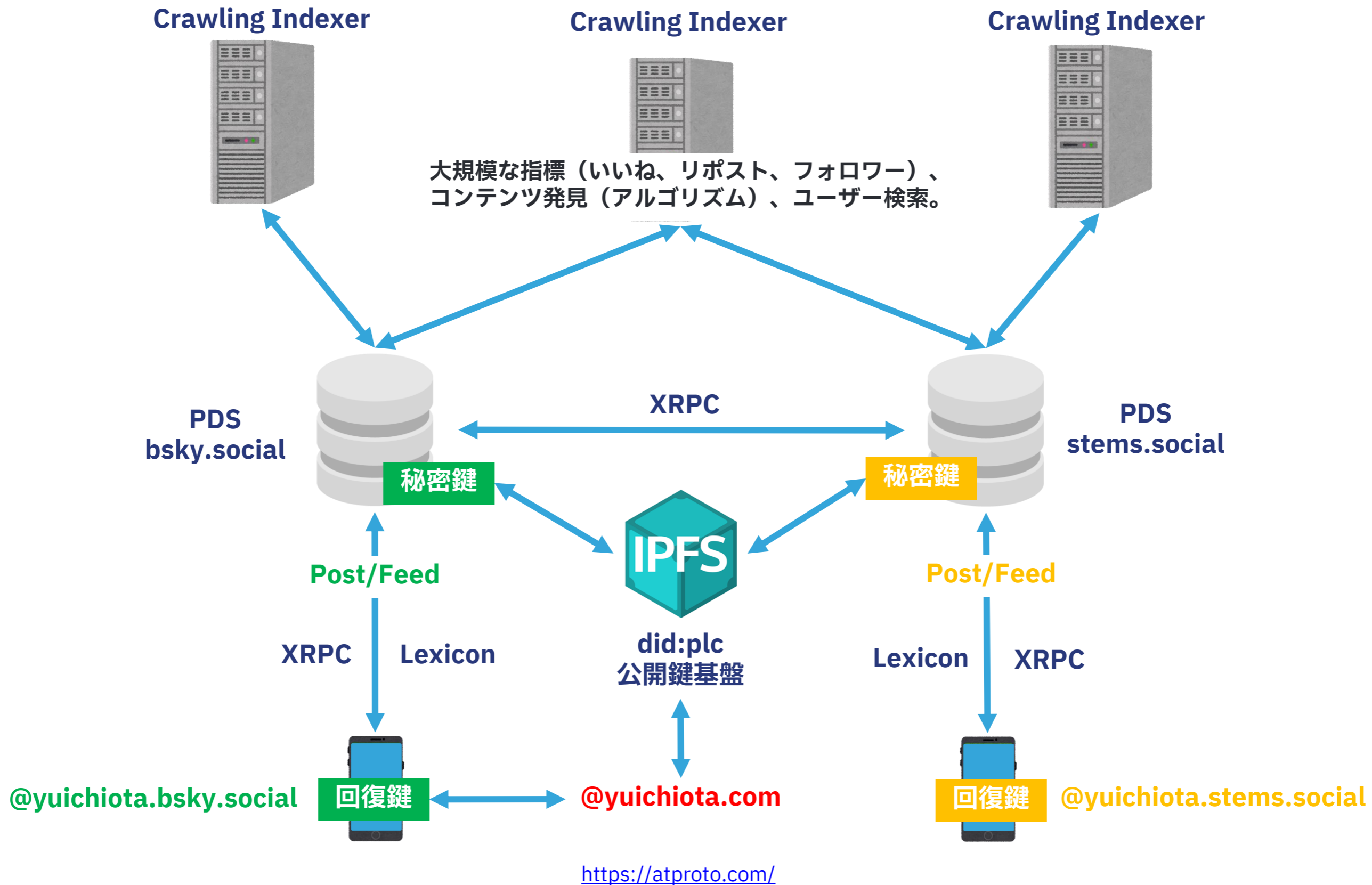


W3Cによって標準化されているフェデレーション型SNSのprotocols

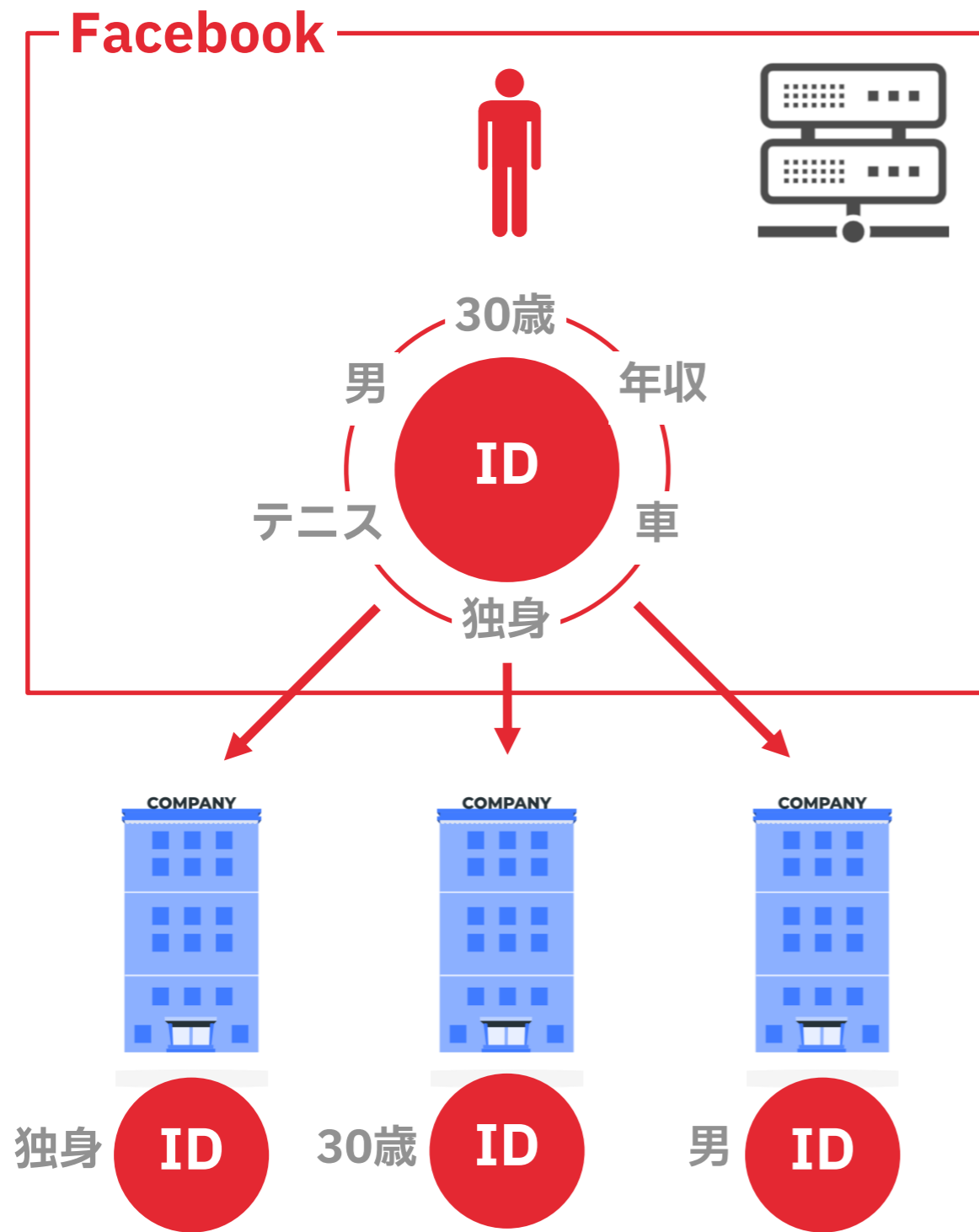
<https://www.w3.org/TR/activitypub/>



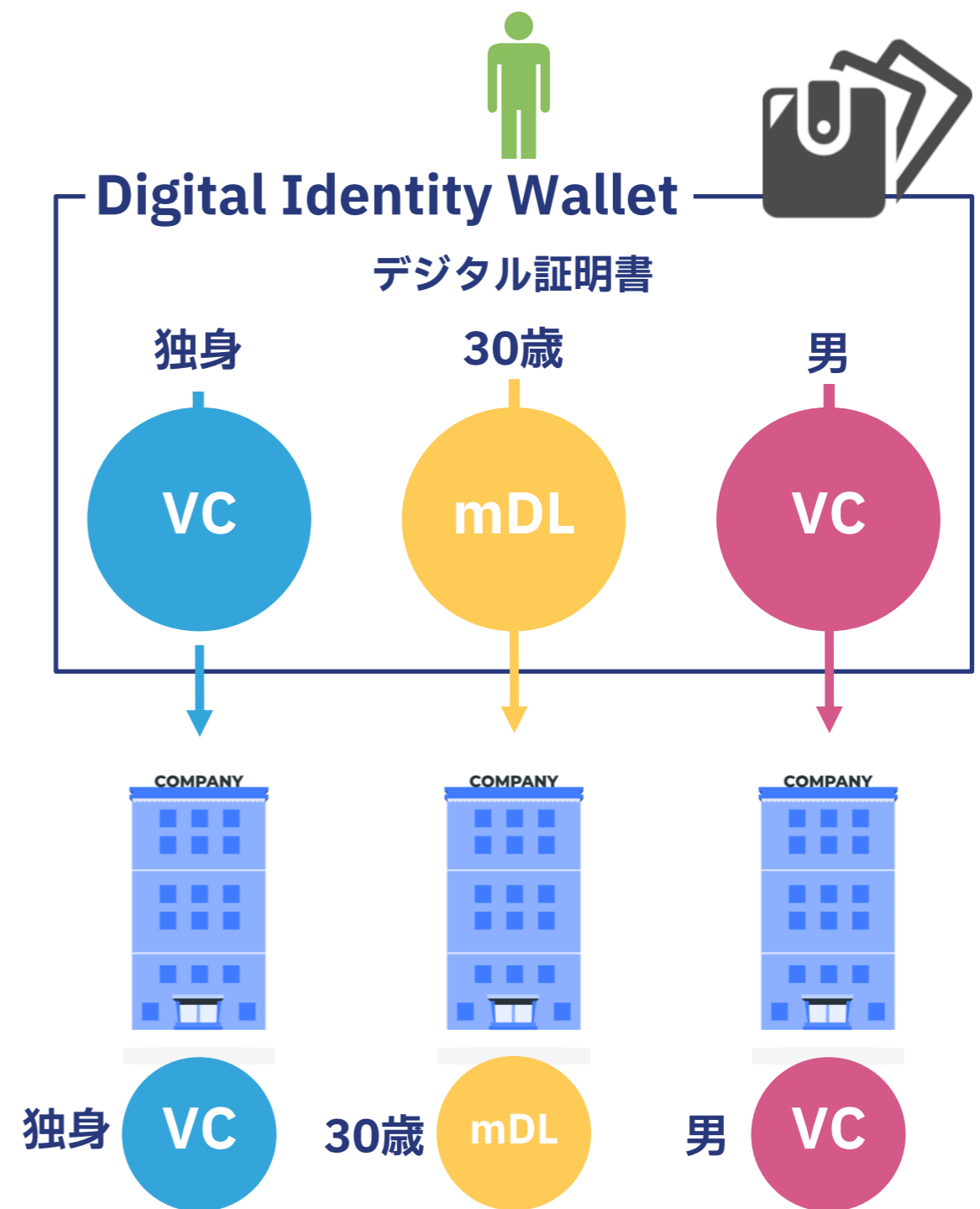
# (おまけ) BlueSky (AT Protocol)



# 分散/自己主権型デジタルアイデンティティ

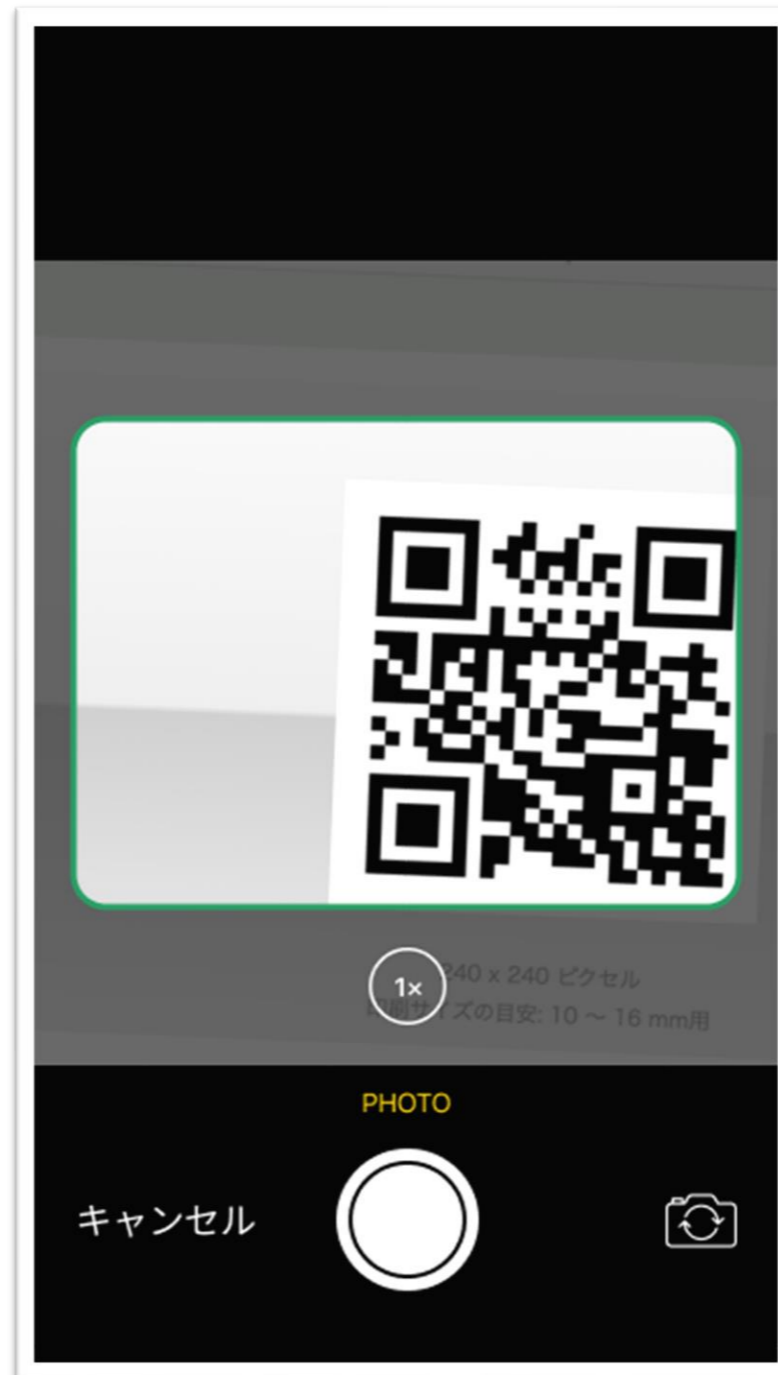
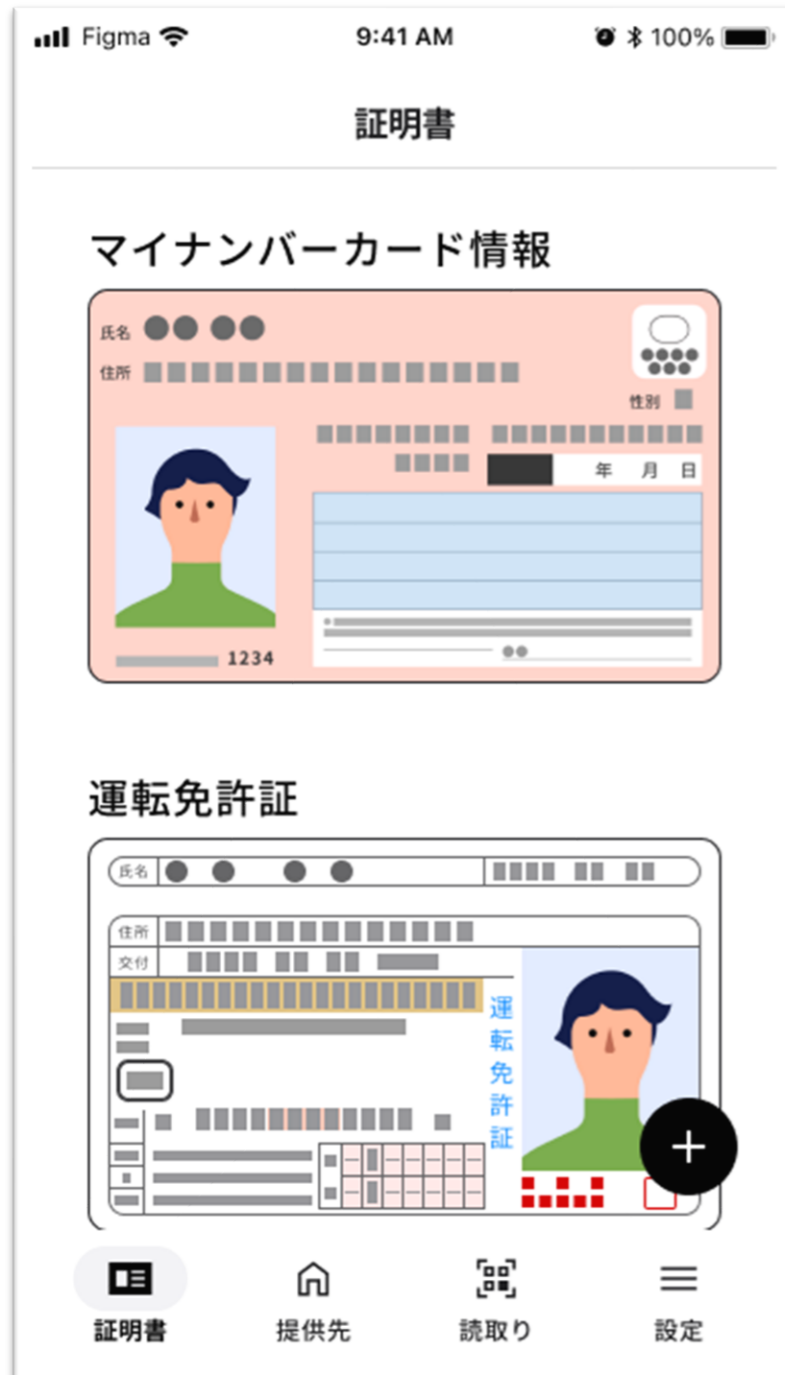


Facebookの情報を信じるしかない



デジタル証明書をもらう

# Digital Identity Wallet (DIW) のイメージ



# 現在のオンラインでの属性の証明

ウェブ上であなたが独身であることを証明してください。

- 「独身証明書」と「運転免許証」の表・裏・厚み等の画像をアップロードし、顔画像と動きを確認
  - **面倒**だし**余計**な情報まで提供している
- Facebookのステータスで確認
  - **本当か**どうかわからないし、**余計**な情報渡してるかもしれないし、Metaに利用しようとしているサービスが**ばれる**。

# DIW（選択的開示対応）での属性証明

ウェブ上であなたが独身であることを証明してください。

- 「独身である」という情報のみが閲覧できるVCを提示する。
  - 簡単だし、必要な情報だけ渡せる。

ただし準備が必要

- DIW側で公的個人認証等を行い、国や自治体に独身VCを発行してもらう。
- 国や自治体が公開鍵を公開していること。

# DIWに対する各国の動き

- アメリカ

モバイル運転免許証 (mDL) の規格に則り、デジタル免許証を発行

→ **特定のDIW (Apple wallet等)** でしか受け取れない等の事態

→ TSAが推進しているが、EFF等の**市民社会が反対**している

- ヨーロッパ

eIDAS 2 により義務化、証明書やDIWの仕様を策定中

→ **国際標準仕様に基づいたDIW**を各国が認定 = EUDIW

→ リンカビリティに対して専門家や**市民社会が意見表明**

- 日本

デジタル庁が非公開でDIWのPoCを実施中

内閣官房がTrusted WebでDIWを用いた実証事業を複数採択

= その一つがOWND Project

# AIによるアイデンティティの問題

## AIによるアイデンティティの窃取

- ・ 有名人を装った詐欺
- ・ ディープフェイク
- ・ デジタルツイン

→ 詐欺広告が蔓延しているように、現状はプラットフォームが機能しているようには見えない。

プラットフォームに依存せずに

- ・ 自分は人間であり、本人であるということの証明
- ・ その本人の属性であることの証明
- ・ その本人が生成したコンテンツであることの証明
- ・ その本人が生成したAIであることの証明

→ **自己主権型アイデンティティ**

# ありがとうございました



**CMP**

プライバシー  
透明性確保  
データ保護

<https://webtru.io>



**PDS**

ブンシン生成  
コントロール  
漏洩検知

<https://bunsin.io/>



<https://datasign.jp/>